

保険業務における意向把握および比較推奨販売に関する規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、静岡日産自動車株式会社（以下「当社」という）が、保険契約者等の意向を適切に把握し、商品の提示・推奨をするための帳票、その使用要領、証跡の保存等について定め、当社の役職員が保険契約者等の保護に十分留意した適正な保険募集の取組みを実現することを目的とする。

第2章 意向把握

第1条（意向把握の種類）

当社は、意向把握について損害保険・生命保険ごとにその手法を使い分けることとする。

- ① 第二分野商品 : 保険会社所定の申込書面等により意向の把握を行う。
- ② 第一・第三分野商品 : 「ご意向把握シート」を用いて意向の把握を行う。

第2条（意向把握の帳票）

当社は第一・第三分野保険商品の意向把握には、「ご意向把握シート」を必ず使用することとする。

第3条（当初意向の記載）

第一・第三分野保険商品提案時にお客さまからヒアリングをおこなった当初の意向もしくは、予め推定し提示した意向を「ご意向把握シート」に記載する。

第4条（プラン修正履歴の記載）

第一・第三分野保険商品提案時に当初意向に沿って作成した設計書（提案プラン）に対する新たなご意向・修正内容等については、必ず「ご意向把握シート」に記載する。

第3章 比較推奨販売

第1条（損保基本方針）

当社における推奨商品は、各拠点において損保ジャパン・三井住友海上火災・東京海上日動火災の内、取扱い件数の多い何れか1社の商品を取り扱うこととする。（各拠点の推奨商品は別表の通り）ただし、顧客の要望がある場合には、募集人の習熟度及び店舗の募集体制の整備状況により拠点長承諾の下で推奨商品以外の商品を取り扱うことも可とする。

第2条（生保基本方針）

各拠点で推奨する保険会社は第1条の損保基本方針に準じる。販売する商品は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命・三井住友海上あいおい生命の2社とする。ただし、募集人の習熟度や顧客の要望によっては、両方の商品を提示することも可とする。

第3条（推奨商品店舗一覧）

各拠点における推奨保険会社は以下の通りとする。（令和2年4月1日時点）

拠点名	推奨保険会社(損保)	推奨保険会社(生保)
函南店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
大仁店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
熱海店	東京海上日動火災	SOMPOひまわり生命
伊東店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
下田店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
御殿場萩原店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
沼津店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
西条店	三井住友海上火災	三井住友海上あいおい生命
清水町店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
富士宮店	三井住友海上火災	三井住友海上あいおい生命
富士店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
富士青葉店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
鷹岡店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
清水店	東京海上日動火災	SOMPOひまわり生命
清水港店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
千代田店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
平和店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
静岡国吉田店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
SBS通り店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
登呂店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
藤枝店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
藤枝立花店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
焼津道原店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
焼津インター店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
細江店	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
特販課	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
清水町カープラザ	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
鷹岡カープラザ	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
千代田カープラザ	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
SBS通りカープラザ	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命
藤枝カープラザ	損保ジャパン	SOMPOひまわり生命

第4章 証跡等の保管方法

第1条 (保管対象書類)

意向把握・確認の証跡として以下の書類を保管することとする。

- ①ご意向把握シート (第一・第三分野商品)
- ②最終の設計書 (第一・第三分野商品)
- ③申込書控え (全分野商品)

第2条 (最低保管期限)

- (1) 第1条に定める保管対象書類については、保険有効期間とする。
- (2) 解約等の事由により、保険契約が消滅した場合は事由発生日より元契約満期日まで保管する。

第5章 遵守義務

第1条 (遵守義務)

本規程に定める各条項は、当社としての統一方針であり、当社の役職員は全員、本規程に沿った対応を遵守することとし、いかなる場合でも個人的な判断で本規定と異なる対応を行うことを禁止する。

なお、本規定に違反した役職員に対しては、当社の就業規則等に基づき処分を行なうものとする。

<変更・廃止手続>

本規程の変更及び廃止は、取締役会の決議により行う。

<附則>

本規程は、令和2年4月1日から適用する。

(2020年4月改定)